証券コード 3738

T·GAIA

# 第29回 定時株主総会 招集ご通知

**日　時**　2020年6月29日（月曜日）午前10時
（受付開始　午前9時）

**場　所**　東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート17階　当社本社会議室

開催場所が例年と異なりますので、最終ページの「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

**決議事項**
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役9名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件

**【ご来場自粛のお願い】**

◎ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議決権は郵送またはインターネット等により事前に行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。

◎ 議決権を事前行使のうえ、ご来場自粛にご協力いただけた株主様にはQUOカード500円分を贈呈いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会終了後の**株主懇談会は行いません。**何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。

株式会社 ティーガイア

## 株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申しあげます。

第29期（2019年4月1日～2020年3月31日）の定時株主総会を2020年6月29日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

第29期のティーガイアグループの現況等および株主総会の議案についてご説明申しあげますので、ご覧くださいますようお願い申しあげます。

2020年6月

代表取締役社長　**金治 伸隆**



企業理念

T-GAIA
未来を拓く、明日への飛躍

### TGビジョン　～わたしたちの目指す姿～

- 新たなコミュニケーションの提案を通じ、お客様に感動・喜び・安心を提供します。

### TGミッション　～わたしたちの使命～

- 社員とその家族を大切にし、働く喜びを実感できる企業であり続けます。
- ビジネスパートナー・地域社会・株主と強い信頼関係を築き、ともに発展し続けます。
- リーディングカンパニーとして、変化を先取りし、新たなビジネスに挑戦し続けます。

### TGアクション　～わたしたちの行動指針～

- 「ありがとう」を超えるサービスを追求します。
- 情熱とスピード感を持ち、積極果敢に挑戦します。
- コミュニケーションを大切にし、風通しの良い職場をつくります。
- 多様性を尊重し、最高のチームワークを実現します。
- プロフェッショナルとして日々の自己研鑽に努めます。
- いかなるときも高い倫理観に基づき誠実に行動し、コンプライアンスを徹底します。

# 目　次


■ **第29回定時株主総会招集ご通知** …… 1

■ **議決権行使についてのご案内** …… 3

■ **株主総会参考書類** …… 5

■ （ご参考）取締役・監査役の選任基準および独立性の基準 …… 18

■ **事業報告** …… 20

■ **連結計算書類** …… 43

■ **計算書類** …… 46

■ **監査報告** …… 49

■ （ご参考）コーポレートガバナンスに関する取組の概要 …… 55


・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
① 連結計算書類の「連結注記表」
② 計算書類の「個別注記表」

・監査役および会計監査人は上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しています。

・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。

**【当社ウェブサイト】　https://www.t-gaia.co.jp/**

株　主　各　位

（証券コード 3738）
2020年６月12日
東京都渋谷区恵比寿四丁目１番18号
**株式会社ティーガイア**
代表取締役社長　金　治　伸　隆

# 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症拡大により、緊急事態宣言および東京都の緊急事態措置が発令され、５月21日時点で、例年使用しております会場が休止要請の対象施設となっております。

今もなお予断の許さない状況であることに鑑み、経済産業省および法務省公表の「株主総会運営に係るＱ＆Ａ」も踏まえ、当社本社での開催とし、また、座席の間隔を拡げることにより、会場の座席数が十分確保できず、当日株主の皆様にご来場いただいたとしても、会場内にご入場いただくことができない可能性がございます。

感染予防の観点からも、郵送またはインターネット（スマートフォンからも可能です。）等での議決権の事前行使をしていただき、当日のご来場はお控えくださいますようご理解とご協力をお願い申しあげます。

お手数ながら、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2020年６月26日（金曜日）の午後５時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

| | | |
|---|---|---|
| **1 日　　時** | **2020年６月29日（月曜日）午前10時（受付開始　午前９時）** | |
| **2 場　　所** | 東京都渋谷区恵比寿四丁目１番18号<br>**恵比寿ネオナート17階　当社本社会議室**<br>（最終ページの「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） | |
| **3 会議の目的事項** | **報告事項** | １．第29期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>２．第29期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件 |
| | **決議事項** | 第１号議案　剰余金処分の件<br>第２号議案　取締役９名選任の件<br>第３号議案　監査役１名選任の件<br>第４号議案　補欠監査役１名選任の件 |

以　上

<株主様へのご連絡>

・一昨年から、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

・例年開催しております株主懇談会の開催はございません。

・感染予防の観点からも、郵送またはインターネット(スマートフォンからも可能です。)等での議決権の事前行使をしていただき、当日のご来場はお控えくださいますようご理解とご協力をお願い申しあげます。
本年に限りまして、議決権を事前行使（議案の賛否は問いません）のうえ、ご来場自粛にご協力いただきました株主様には、QUOカード（500円分）を贈呈いたします。
詳細は、本通知に同封されております「議決権事前行使およびご来場自粛についてのお願い」をご覧ください。

・本年は、感染予防のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少し、定員が30名となっております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

・ご来場される場合は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます（マスクを持参・着用されていない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。）。

・ご来場された場合は、必ず受付前に手のアルコール消毒および検温をさせていただきます。
なお、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

・当社役員につきましても、感染予防の観点から、一部の役員のみ会場にて出席し、その他役員は別室からのオンラインによる出席とさせていただく予定です(会場内の役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。）。

・本総会においては、感染予防のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます。)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。報告事項の報告用にご用意した映像につきましては、本通知に同封されております「議決権事前行使およびご来場自粛についてのお願い」に掲載のQRコード、またはインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.t-gaia.co.jp/）よりご覧ください（2020年6月19日（金）より配信予定としております。）。

・株主総会が終了しましたら、後日、当日の会場の様子を記録した映像の配信および質疑応答の骨子掲載を当社ウェブサイトにてさせていただきます。

●新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。また、感染予防のために株主様のご来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合には、ご来場をお断りする場合がございます。
そうした事態が発生しました場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.t-gaia.co.jp/）に掲載いたします。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願いいたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** **2020年６月29日（月曜日）午前10時（受付開始　午前９時）**

**場所** **東京都渋谷区恵比寿四丁目１番18号**
**恵比寿ネオナート17階　当社本社会議室**

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** **2020年６月26日（金曜日）午後５時45分到着分まで**

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。

**行使期限** **2020年６月26日（金曜日）午後５時45分まで**

〈機関投資家の皆様へ〉
㈱ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

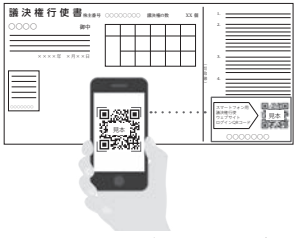
(1)書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(2)インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## スマートフォンの場合

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。
(QRコードは株主様ごとに異なります。)




※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

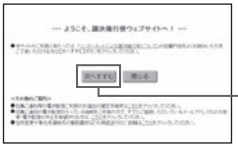



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.netへ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

## パソコンの場合

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。




「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。




「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## お問い合わせ

❶ インターネットでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォンの操作方法に関するお問い合わせ

**三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル**
0120（652）031
受付時間 9:00～21:00

❷ その他のご照会

**ア．証券会社に口座をお持ちの株主様**
お取引の証券会社あてお問い合わせください。

**イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）**
**三井住友信託銀行　証券代行部**
0120（782）031
受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要課題と考えており、連結配当性向30%以上を目標として、当期の業績および将来の事業展開等を勘案して行うこととしております。

なお、当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

① **配当財産の種類**
金銭

② **配当財産の割当てに関する事項およびその総額**
当社普通株式１株につき金37円50銭
配当総額2,089,956,488円
なお、当期は１株につき金37円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金額は、前期と同額の金75円となります。

③ **剰余金の配当が効力を生じる日**
2020年６月30日

## 第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（８名）は任期満了となります。
つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役９名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　　名 | 現在の当社における地位・担当 | 取締役会出席回数 | 取締役在任年数 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 金治伸隆（60歳）　重任 | 代表取締役社長執行役員社長 | 14／14回 | 7年 |
| 2 | 多田総一郎（63歳）　重任 | 取締役副社長執行役員 CFO<br>主計・財務・精算、情報システム、リスク管理、物流担当 | 14／14回 | 5年 |
| 3 | 近田剛（57歳）　重任 | 取締役副社長執行役員<br>(㈱クオカード代表取締役社長) | 14／14回 | 5年 |
| 4 | 石田將人（59歳）　新任 | 副社長執行役員 CSO<br>人事・総務、法務、経営企画、渉外担当 | － | － |
| 5 | 樫木克哉（54歳）　新任 | － | － | － |
| 6 | 浅羽登志也（58歳）　重任　社外　独立 | 社外取締役 | 14／14回 | 4年 |
| 7 | 出口恭子（54歳）　重任　社外　独立　女性 | 社外取締役 | 14／14回 | 4年 |
| 8 | 鎌田淳一（66歳）　重任　社外　独立 | 社外取締役 | 14／14回 | 2年 |
| 9 | 諸星俊男（66歳）　新任　社外　独立 | － | － | － |

（注）各氏の年齢は、本総会開催日現在のものです。

候補者番号

1

# 金治（かなじ）　伸隆（のぶたか）（1960年3月18日生）　60歳

**重 任**

**■所有する当社株式数**

5,900株

**■2019年度取締役会出席回数**

14/14回(100%)

**■取締役在任年数**

7年(本総会終結時)

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1983年 4 月 | 住友商事㈱入社 |
| 1988年 6 月 | 同社サウジアラビア駐在 |
| 2001年 8 月 | 米国住友商事会社（ニューヨーク） |
| 2005年 4 月 | Presidio STX, LLC（米国）社長 |
| 2007年10月 | 住友商事㈱ネットビジネス事業部長 |
| 2008年10月 | 同社モバイル＆インターネット事業部長 |
| 2013年 6 月 | 当社社外取締役 |
| 2014年 4 月 | 当社取締役副社長執行役員管理第一本部長 |
| 2015年 4 月 | 当社取締役副社長執行役員コーポレート戦略本部長 |
| 2016年 4 月 | 当社取締役副社長執行役員スマートライフ事業本部長兼ソリューション事業本部およびネットワーク事業本部分掌 |
| 2017年 4 月 | 当社代表取締役社長執行役員社長（**現任**） |
| 2017年12月 | ㈱クオカード取締役（**現任**） |

**■取締役候補者とした理由**

同氏は、長年にわたって情報通信分野に携わり、2013年以降、当社の取締役として各営業部門からコーポレート部門に至るまで当社のさまざまな部門を統括し、2017年４月からは、当社の業務執行の最高責任者である執行役員社長としてリーダーシップを発揮しています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

2

# 多田 総一郎（1957年２月３日生）　63歳

**重 任**

**■所有する当社株式数**
900株

**■2019年度取締役会出席回数**
14/14回(100%)

**■取締役在任年数**
５年(本総会終結時)

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1979年４月 | 住友商事㈱入社 |
| 1992年７月 | 香港住友商事会社 |
| 2008年６月 | 住友商事㈱輸送機建機・インフラ経理部長 |
| 2009年11月 | 同社インフラ・金融物流経理部長 |
| 2011年４月 | 同社新産業・インフラ経理部長 |
| 2013年４月 | 同社環境・インフラ経理部長 |
| 2014年６月 | 当社常務執行役員管理第二本部長 |
| 2015年４月 | 当社専務執行役員コーポレート財務本部長兼リスク管理部長 |
| 2015年６月 | 当社取締役専務執行役員コーポレート財務本部長兼リスク管理部長 |
| 2016年４月 | 当社取締役副社長執行役員コーポレート財務本部長 |
| 2017年12月 | 当社取締役副社長執行役員コーポレート財務本部長兼コーポレート戦略本部長 |
| 2017年12月 | ㈱クオカード監査役（**現任**） |
| 2018年４月 | 当社取締役副社長執行役員CFO主計・財務・精算、ＩＴ、リスク管理、物流担当 |
| 2020年４月 | 当社取締役副社長執行役員CFO主計・財務・精算、情報システム、リスク管理、物流担当（**現任**） |

**■取締役候補者とした理由**

同氏は、長年にわたって多岐にわたる事業分野において経理、財務、リスク管理等を中心としたコーポレート部門を統括し、2015年以降、当社の取締役として当社の重要な業務執行の意思決定に深く携わり、2018年からは、CFOとして財務・会計分野においてその手腕を発揮しています。これらによって培った財務会計分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

3

# 近田（こんだ）　剛（つよし）（1963年3月13日生）　57歳

**重 任**

**■所有する当社株式数**
1,400株

**■2019年度取締役会出席回数**
14/14回(100%)

**■取締役在任年数**
5年(本総会終結時)

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1985年 4 月 | 住友商事㈱入社 |
| 1992年 7 月 | 上海住友商事（中国）機電部長 |
| 2003年10月 | Sumitomo Corporation Equity Asia Limited（香港）社長 |
| 2010年 4 月 | 住友商事㈱新事業投資部長 |
| 2013年 4 月 | 同社投資開発部長 |
| 2014年 8 月 | 同社投資開発部長兼通信事業部長 |
| 2015年 4 月 | 同社総合モバイル事業部長 |
| 2015年 6 月 | 当社社外取締役 |
| 2016年 4 月 | 当社取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼中国事業推進部長 |
| 2017年 4 月 | 当社取締役専務執行役員コーポレート戦略本部長兼業務改革推進部長 |
| 2017年12月 | 当社取締役専務執行役員（㈱クオカード代表取締役社長） |
| 2019年 4 月 | 当社取締役副社長執行役員（㈱クオカード代表取締役社長）（**現任**） |

**■取締役候補者とした理由**

同氏は、長年にわたって情報通信産業分野の事業開発や、新規事業に対する投資開発に関与し、2015年以降、当社の取締役として当社の重要な業務執行の意思決定に深く携わり、2017年からは、㈱クオカード代表取締役社長としてその手腕を発揮しています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

4

# 石田将人（いしだまさと）（1960年12月1日生）　59歳

**新任**

**■所有する当社株式数**

－株

**■2019年度取締役会出席回数**

－/－回

**■取締役在任年数**

－年

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1983年 4 月 | 住友商事㈱入社 |
| 1988年 5 月 | 同社建設機械第三部 |
| | KOMATSU CANADA LTD.（カナダ） |
| 2001年 4 月 | 住友商事㈱建設機械第一部 |
| | KOMATSU CANADA LTD.(現SMS Construction & Mining Systems Inc.)（カナダ）社長 |
| 2007年 4 月 | 住友商事㈱建設機械第三部長 |
| 2011年 4 月 | 同社建設機械事業本部長 |
| 2015年 4 月 | 同社執行役員欧阿中東CIS 総支配人補佐（アラブ首長国連邦） |
| | 兼中東支配人兼中東住友商事会社社長 |
| 2017年 4 月 | 住友商事㈱執行役員欧阿中東CIS 総支配人補佐（アラブ首長国連邦）兼中東支配人 |
| 2018年 4 月 | 同社常務執行役員欧阿中東CIS 総支配人（英国）兼欧州住友商事ホールディング会社会長 |
| 2020年 4 月 | 当社副社長執行役員CSO人事・総務、法務、経営企画、渉外担当（**現任**） |

**■取締役候補者とした理由**

同氏は、住友商事㈱において、カナダにおける建設機械・鉱山機械の販売代理店社長、建設機械事業本部長、中東支配人等を経て、常務執行役員として欧阿中東CIS総支配人を務め、2020年４月からは、当社において副社長執行役員CSO人事・総務、法務、経営企画、渉外担当を務めています。これらによって培った企業経営、マネジメント分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

5

# 樫木克哉（1966年6月28日生）　54歳

**新任**

**■所有する当社株式数**

－株

**■2019年度取締役会出席回数**

－/－回

**■取締役在任年数**

－年

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1990年 4 月　住友商事㈱入社
1994年 1 月　同社イスラマバード事務所長付（パキスタン）
2004年 9 月　モスクワ事務所 IT＆Telecom Unit（ロシア連邦）
2005年 2 月　ZAO Prestige Internet（ロシア連邦）Director, Market &Business Development
2012年 6 月　CIS 住友商事㈱（ロシア連邦）Director, ICT Business Division
2018年 4 月　住友商事㈱ スマートインフラ事業部長
2020年 4 月　同社スマートプラットフォーム事業本部長（**現任**）

**■取締役候補者とした理由**

同氏は、住友商事㈱において、スマートインフラ事業部長を経て、現在はスマートプラットフォーム事業本部長を務めています。これらによって培った情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

6

# 浅羽 登志也（あさば としや）（1962年6月12日生） 58歳

重 任

社 外

独 立

**■所有する当社株式数**

300株

**■2019年度取締役会出席回数**

14/14回(100%)

**■取締役在任年数**

4年(本総会終結時)

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

1989年 4 月　㈱リクルート入社
1995年 4 月　㈱インターネットイニシアティブネットワーク技術部長
1996年 3 月　IIJ America Inc. Director
1997年 9 月　インターネットマルチフィード㈱取締役技術部長
1998年10月　㈱クロスウェイブコミュニケーションズ技術企画部長
1999年 6 月　同社取締役
1999年 6 月　㈱インターネットイニシアティブ取締役Co-CTO
2004年 6 月　同社取締役副社長（2009年6月退任）
2004年 6 月　エヌ・ティ・ティレゾナント㈱取締役
2008年 6 月　㈱IIJイノベーションインスティテュート代表取締役
2012年 4 月　㈱ストラトスフィア代表取締役
2015年 6 月　㈱IIJイノベーションインスティテュート取締役（**現任**）
2015年 6 月　ガイアラボ(同)代表社員（**現任**）
2016年 6 月　当社社外取締役（**現任**）
2017年11月　(一社)日本品質管理学会代表理事副会長
2018年12月　㈱パロンゴ監査役（**現任**）

**■社外取締役候補者とした理由**

同氏は、長年にわたって日本のインターネットの立ち上げとサービスの構築に携わり、また、ＩＴ関連企業等においてCTOや代表取締役を務めるなど、ＩＴのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

**■社外取締役候補者に関する特記事項**

同氏は、2009年6月まで、当社の取引先である㈱インターネットイニシアティブの業務執行者でありましたが、退任から10年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結営業収益および当社連結売上高のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

候補者番号

7

# 出口（でぐち） 恭子（きょうこ）（1965年12月12日生） 54歳

重任

社外

独立

女性

**■所有する当社株式数**

600株

**■2019年度取締役会出席回数**

14/14回（100%）

**■取締役在任年数**

4年（本総会終結時）

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1989年 4 月 | ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 |
| 1998年 2 月 | ディズニー・ストア・ジャパン㈱プランニングシニアディレクター |
| 1999年 2 月 | 同社シニアファイナンスディレクター |
| 2001年 3 月 | 日本ＧＥプラスチックス㈱取締役CFO |
| 2004年 4 月 | Janssen Pharmaceutica（現Ortho Neurologics）（米国）プロダクト・ディレクター |
| 2005年 9 月 | Janssen-Cilag Pty Ltd.（オーストラリア）消化器領域・疼痛・OTC事業部門本部長 |
| 2007年 1 月 | ヤンセンファーマ㈱マーケティング本部副本部長 |
| 2009年 8 月 | 日本ストライカー㈱取締役グローバルマーケティングバイスプレジデント |
| 2012年 1 月 | 同社代表取締役社長 |
| 2013年 3 月 | ㈱ベルシステム24専務執行役社長室長兼経理財務本部管掌（2014年１月退任） |
| 2014年 3 月 | アッヴィ（同）社長 |
| 2014年 7 月 | 日本スキー場開発㈱社外取締役（**現任**） |
| 2015年 2 月 | 医療法人社団色空会最高執行責任者 |
| 2015年 4 月 | ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授（**現任**） |
| 2016年 3 月 | クックパッド㈱社外取締役（2018年３月退任） |
| 2016年 6 月 | 当社社外取締役（**現任**） |
| 2017年 8 月 | 医療法人社団色空会副院長（**現任**） |
| 2019年 6 月 | ㈱NHKテクノロジーズ社外取締役（**現任**） |
| 2020年 1 月 | Heartseed㈱社外取締役（**現任**） |

**■社外取締役候補者とした理由**

同氏は、長年にわたって多岐にわたる事業法人においてファイナンス業務に携わり、また、CFOや代表取締役を務めるなど、ファイナンスのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また、監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

**■社外取締役候補者に関する特記事項**

同氏は、2014年１月まで、当社の取引先である㈱ベルシステム24の業務執行者でありましたが、退任から６年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結売上収益および当社連結売上高のいずれも0.2%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

同氏は、2018年３月まで、当社の取引先であるクックパッド㈱の社外取締役でありましたが、退任から２年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結売上収益および当社連結売上高のいずれも0.3%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

候補者番号

8

# 鎌田（かまた）　淳一（じゅんいち）（1953年11月28日生）　66歳

重 任

社 外

独 立

**■所有する当社株式数**

700株

**■2019年度取締役会出席回数**

14/14回(100%)

**■取締役在任年数**

2年(本総会終結時)

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1978年 4 月 | 日立金属㈱入社 |
| 1992年 1 月 | HMT Technology Inc.（米国）CFO |
| 1999年 5 月 | LET Inc.（フィリピン）管理部長 |
| 2000年11月 | Hitachi Metals America（米国）副社長兼CFO |
| 2005年 1 月 | 日立金属㈱人事総務部長 |
| 2008年 4 月 | 同社事業役員経営企画室長 |
| 2011年 4 月 | 同社事業役員配管機器カンパニープレジデント |
| 2014年 4 月 | 同社事業役員常務 Hitachi Metals America（米国）社長兼CEO |
| 2015年 6 月 | 同社取締役 |
| 2018年 6 月 | 当社社外取締役（**現任**） |

**■社外取締役候補者とした理由**

同氏は、日立金属㈱において、人事総務部長、経営企画室長、取締役等を歴任し、長年にわたって経営の中枢に携わり、企業経営のスペシャリストおよび経営者として広範な知識と豊富な経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号

9

# 諸星俊男（もろほしとしお）（1953年８月24日生）　66歳

**新 任**

**社 外**

**独 立**

**■所有する当社株式数**

一株

**■2019年度取締役会出席回数**

一/一回

**■取締役在任年数**

一年

**■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1976年４月 | 富士通㈱入社 |
| 1998年６月 | Fujitsu PC Corporation（米国）社長兼CEO |
| 2004年６月 | Fujitsu Computer Systems Corporation(現 Fujitsu America Inc.)（米国）社長兼CEO |
| 2005年10月 | 富士通㈱ 経営執行役（2007年６月退任） |
| 2007年７月 | EMC ジャパン㈱ 代表取締役社長兼EMC Corporation（米国）副社長 |
| 2012年１月 | 日本NCR㈱ 代表取締役社長CEO兼NCR Corporation（米国）北アジア地区代表（2015年２月退任） |
| 2015年５月 | 安川情報システム㈱(現 ㈱YE DIGITAL)代表取締役社長 |
| 2018年３月 | 日本ペイントホールディングス㈱ 社外取締役（**現任**） |
| 2018年８月 | ウイングアーク１ｓｔ㈱ 社外取締役（**現任**） |

**■社外取締役候補者とした理由**

同氏は、富士通㈱において、海外子会社の社長等を経て、経営執行役として経営の中枢に携わり、その後も多くのIT企業において代表取締役社長を務めるなど、長年にわたってITビジネスの推進および企業経営に携わり、ITビジネスのスペシャリストおよび経営者としての広範な知識と経験を有しています。さらに、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を兼ね備えていることから、当社取締役会が多様な視点から適切に意思決定を行い、また監督機能の一層の強化を図るうえで、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としました。

**■社外取締役候補者に関する特記事項**

同氏は、2007年６月まで、当社の取引先である富士通㈱の業務執行者でありましたが、退任から12年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社連結売上収益および当社連結売上高のいずれも0.1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

同氏は、2015年２月まで、当社の取引先である日本NCR㈱の業務執行者でありましたが、退任から５年以上を経過していること、同社と当社との取引額は、同社売上高および当社連結売上高のいずれも0.2%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断しております。

（注）１．浅羽登志也氏、出口恭子氏、鎌田淳一氏および諸星俊男氏は、社外取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
３．浅羽登志也氏、出口恭子氏および鎌田淳一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって浅羽登志也氏が４年、出口恭子氏が４年、鎌田淳一氏が２年となります。
４．当社は、浅羽登志也氏、出口恭子氏および鎌田淳一氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に規定する金額としており、３氏の重任が承認された場合は、３氏との当該契約を継続する予定であるとともに、新たに樫木克哉氏および諸星俊男氏の選任が承認された場合は、両氏との間でも、同様の責任限定契約を締結する予定です。
５．浅羽登志也氏、出口恭子氏および鎌田淳一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は３氏を独立役員として同取引所に届け出ております。３氏の重任が承認された場合は、当社は引き続き３氏を独立役員として指定する予定であります。また、諸星俊男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
６．多田総一郎氏、近田剛氏および石田將人氏は、当社の親会社である住友商事㈱からの出向者であります。

## 第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 奥谷直也氏は任期満了となりますので、同氏の重任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

### 奥谷直也（おくたになおや）（1960年５月16日生）　60歳

**重 任**

**■所有する当社株式数**
400株

**■2019年度取締役会出席回数**
14/14回（100%）

**■2019年度監査役会出席回数**
13/13回（100%）

**■監査役在任年数**
４年（本総会終結時）

**■略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1983年４月 | 住友商事㈱入社 |
| 1993年５月 | シンガポール住友商事 |
| 2013年１月 | 住友商事㈱環境・ＣＳＲ部長 |
| 2015年４月 | 当社常務執行役員スマートライフ事業本部長兼スマートサービス推進部長 |
| 2016年４月 | 当社常務執行役員社長付 |
| 2016年６月 | 当社常勤監査役（**現任**） |
| 2016年６月 | 日本ワムネット㈱監査役（2019年６月退任） |

**■監査役候補者とした理由**

同氏は、中小企業診断士の資格を有し、2015年４月から当社常務執行役員としてスマートライフ事業本部長兼スマートサービス推進部長、2016年６月からは当社常勤監査役および当社子会社である日本ワムネット㈱の監査役を務め、現在は当社常勤監査役としてその手腕を発揮しています。これらによって培った財務・会計に関する専門的知識とマネジメント経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力を兼ね備えていることから、当社監査役として適任であると判断し、引き続き監査役候補者としました。

（注）１．奥谷直也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、奥谷直也氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に規定する金額としており、同氏の重任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。

３．奥谷直也氏は、当社の親会社である住友商事㈱からの出向者であります。

## 第４号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

### 上野（うえの）　保（たもつ）（1968年11月18日生）　51歳

社外

独立

**■所有する当社株式数**

－株

**■略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

| | |
|---|---|
| 1994年４月 | 弁護士登録 |
| | 元木・上野法律会計事務所入所（**現任**） |
| 2011年４月 | 大宮法科大学院大学教授 |
| 2013年４月 | (一社)東京都営交通協力会評議員（**現任**） |
| 2014年４月 | 桐蔭法科大学院教授 |
| 2014年６月 | (公財)日本セーリング連盟監事（**現任**） |
| 2015年４月 | 桐蔭法科大学院客員教授 |
| 2018年９月 | 東京大学法科大学院非常勤講師（**現任**） |

**■補欠の社外監査役候補者とした理由**

同氏は、長年にわたって弁護士として活躍し、特に破産・事業再生の分野に精通しています。これらによって培った法律に関する専門知識と豊富な経験を有し、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力を兼ね備えていることから、多角的な視点からの監査を実施するうえで、当社の社外監査役として適任であると判断し、当社の補欠監査役候補者としました。なお、同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．上野保氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

２．上野保氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．当社は、上野保氏が監査役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する金額とします。

４．上野保氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。

以　上

## （ご参考）取締役・監査役の選任基準および独立性の基準

取締役・監査役の選任基準および独立性の基準については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、以下のとおり定めております。

【取締役の選任基準】

取締役については、TG ビジョン（わたしたちの目指す姿）「新たなコミュニケーションの提案を通じ、お客様に感動・喜び・安心を提供します」、TG ミッション（わたしたちの使命）並びにTG アクション（わたしたちの行動指針）から成る企業理念を深く理解し、当社グループの持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に向けた迅速かつ適切な意思決定が行える、以下のような人材を候補者とする。

① 取締役（社内）

取締役（社内）は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を兼ね備えたものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

② 社外取締役

社外取締役は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、業務執行の監督および出身分野や企業経営における広範な知識・経験に基づく外部的視点からの助言が行えるものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

【監査役の選任基準】

監査役については、誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力、業務上の専門的知識とマネジメント経験を持ち、当社グループの持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に資すると判断されるものを候補者とし、国籍・性別等は問わない。特に独立社外監査役については、法律・会計・企業経営等における高度な専門知識と豊富な経験を有するものを候補者とする。

【独立性の基準】

当社は、次の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性を有しているものと判断する。

1．当社、当社の連結子会社および持分法適用会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者であるもの、または過去において業務執行者であったもの
2．当社の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの、または過去10年間において当社の現在の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であったもの
3．当社グループを主要な取引先とするもの、またはその業務執行者、または過去３年間において業務執行者であったもの（主要な取引とは、取引先の直近の事業年度における年間総売上高の２％以上の取引）
4．当社グループの主要な取引先、またはその業務執行者、または過去３年間において業務執行者であったもの（主要な取引とは、当社グループの直近の事業年度における年間連結総売上高の２％以上の取引）

5．当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供するもの（但し、当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当社グループから得ている財産が年間収入の２％以上の団体に属するもの）、または過去３年間においてこれに該当していたもの
6．当社グループの主要借入先もしくはその業務執行者であるもの（主要な借入とは直近の事業年度末における連結総資産の２％以上の額を当社グループに融資しているもの）、または過去３年間においてこれに該当していたもの
7．当社の主要株主もしくはその業務執行者であるもの、または過去５年間においてこれに該当していたもの
8．当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けているもの（但し、当該寄付を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の２％以上の団体の業務執行者であるもの）、または過去３年間においてこれに該当していたもの
9．当社の会計監査人またはその社員等として当社グループの監査業務を担当しているもの、または過去３年間において当該社員等として当社グループの監査業務を担当していたもの
10. 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であるもの
11. 当社グループから取締役もしくは監査役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員であるもの
12. 当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当するものの二親等以内の親族であるもの、または過去３年間において、当社グループの取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人のいずれかに該当したものの二親等以内の親族であるもの
13. 上記２から10のいずれかに掲げるもの（但し、重要な地位にあるものに限る）の二親等以内の親族であるもの
14. 当社の社外役員として任期が８年を超えているもの
15. 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有しているもの

（添付書類）

# 事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策、日銀の金融緩和策の継続等を背景に、雇用・所得環境の緩やかな改善がみられていたものの、米中の貿易摩擦や原油価格の低下が世界経済に与える影響等により、先行き不透明な状況が続いておりました。さらに、今後は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて国内景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあるものと思われます。

当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用会社）の主な事業分野である携帯電話等販売市場では、2019年10月施行の改正電気通信事業法（以下、「改正法」）への対応として各通信事業者から新たな料金プランの発表・提供がなされました。改正法下では、10月以降通信料金と端末代金の完全分離と端末代金値引きの規制がなされ、通信事業者間の価格競争が鈍化しました。一方で、通信事業者はポイントサービスやコンテンツの充実、スマートフォンを利用した決済サービスへの参入等、長期的な顧客基盤の維持・拡大に、より一層注力しております。また、通信事業者は３G（第３世代移動通信システム）サービス終了に伴う４G（第４世代移動通信システム）回線への切り替え促進にも注力し、利用者の３Gから４Gへの移行が加速しています。加えて、2020年３月に各通信事業者が５G（第５世代移動通信システム）商用サービスの提供を開始し、2020年４月には遅れていた楽天モバイル㈱がMNO（移動体通信事業者）へ本格参入するなど、競争環境の大きな変化が予想されます。

このような事業環境下、当社グループの携帯電話等販売台数は、以下のような要因により370万台と前期を下回りました。

イ．改正法の施行に伴い、料金プラン・販売方法が変更されたことや端末代金の値引きに上限が設定されたことなどにより、端末代金の割高感が増したことによる買い控え。

ロ．５G商用サービスの提供開始や、楽天モバイル㈱のMNO本格参入を期待した消費者の様子見。

ハ．料金プラン・販売方法の変更前、また、消費税率引き上げ前の駆け込み購入の反動。

ニ．短期間ながらも、新型コロナウイルス感染症拡大による商戦期の販売機会損失。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大によるモバイル事業における販売機会損失は、一部店舗の時短営業や臨時休業および来客数の減少によるものです。また、ソリューション事業における販売機会損失は、感染症拡大によりテレワーク関連の需要が急速に拡大する中、一部サプライチェーンの乱れに伴う端末調達のストップなどによるものです。モバイル事業における販売機会損失は、2020年４月に入り拡大しました。今後も継続することが予想されます。

また、販売費及び一般管理費につきましては、改正法の施行に伴う端末代金の値引きに上限が設定されたことなどにより、2019年10月以降は、前期に比べ販売促進費が減少いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度における業績につきましては、売上高4,741億50百万円（前期比10.0％減）、営業利益137億26百万円（同10.8％減）となりました。さらに、営業外収益にカード退蔵益53億68百万円（同5.5％増）を計上した結果、経常利益191億94百万円（同6.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益126億28百万円（同8.8％減）となりました。当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は次のとおりであります。

【モバイル事業】

モバイル事業においては、上記のとおり、販売台数は前期を下回りました。

キャリアショップにおいては、移転・改装等の店舗への投資と社員の採用・教育等、将来を見据えた人財投資を推進し、店舗力強化を図りました。併せて、スマホ教室を積極的に実施し、キャリアショップの役割を販売拠点にとどまらず地域のICT拠点へと発展させ、お客様に活用いただけるよう取り組んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、2020年3月に予定されていたスマホ教室は中止せざるを得なくなりました。しかし、キャリアショップは「社会インフラ」としての携帯電話の保守拠点としても重要な役割を担っております。各通信事業者と引き続き協力し、お客様、スタッフの安全を最優先に配慮しながら運営を行ってまいります。

この結果、売上高は3,909億52百万円（前期比13.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は78億15百万円（同11.9％減）となりました。

【ソリューション事業】

法人向けモバイルソリューションにおいては、企業の積極的なICT投資の追い風を受け、業務効率化につながるスマートデバイスの導入・活用方法を積極的に提案し、前期に比べ携帯電話等販売台数は増加いたしました。当社では、グループ各社と連携し、パソコンまで含めたスマートデバイスの調達・提案、導入支援から、環境構築、保守、運用、アップデートまでの一連のライフサイクルを管理・サポートするLCM（Life Cycle Management）事業

の強化に取り組んでおります。加えて、人手不足に対応した店舗・事務所の効率化のためのIoTを活用したソリューションを提供するベンチャー企業に出資するなど、顧客層の拡大を図っております。

固定回線系商材においては、独自ブランドの光アクセスサービス「TG光」の新たなパートナー企業の発掘や既存再卸先の育成等、販売力を強化いたしました。また、再卸先・顧客へのサポート品質の向上、システム導入による業務効率化にも取り組んでおります。法人顧客の累計回線数は堅調に増加しております。

この結果、売上高は301億56百万円（前期比13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億75百万円（同5.1%増）となりました。

【決済サービス事業他】

決済サービス事業においては、コンビニエンスストア等の既存販路の再編による影響が終息し、また、前第２四半期連結会計期間より大手販路と新たにギフトカード商材の取引を開始したことなどにより、前期に比べ取扱高が増加いたしました。

海外での決済サービス事業においては、シンガポールでのギフトカード事業およびハウスカード事業が底堅く推移しております。

連結子会社である㈱クオカードでは、前期に比べ「QUOカード」の発行額が増加いたしました。また､同社では2019年３月よりサービスを開始したデジタル版QUOカード｢QUOカードPay」の発行拡大を図るため、様々なキャンペーンを実施いたしました。当該キャンペーンや加盟店拡大に伴い販売費及び一般管理費が大幅に増加したことにより、営業減益となりました。

その他、当第１四半期連結会計期間より開始している、㈱セブン - イレブン・ジャパンに対するApple製アクセサリの卸売り販売において、取り扱い店舗が拡大し、販売は好調に推移しております。

この結果、売上高は530億41百万円（前期比11.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は30億37百万円（同7.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社および連結子会社の設備投資の総額は21億97百万円で、その主なものは次のとおりであります。

【モバイル事業関連】

モバイル事業関連では、携帯電話端末のさらなる販売強化の一環として、主に全国の携帯電話販売ショップの改装費・調度品の購入代金等に総額７億69百万円投資いたしました。

【システム関連】
営業システムの強化、システムインフラ整備等に７億39百万円投資いたしました。
【その他】
太陽光パネル設備・事務所改装・什器備品の入替等に６億88百万円投資いたしました。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

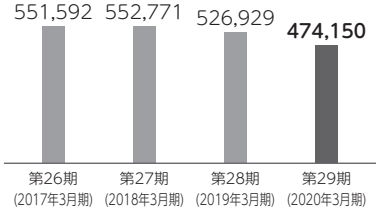
⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

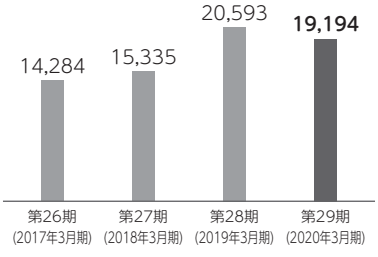
⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
重要な事項はありません。

## (2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

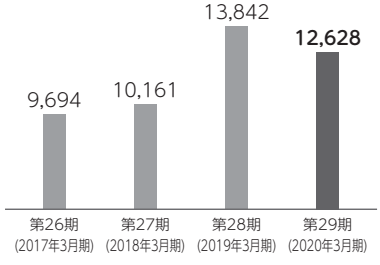
**売上高** （単位：百万円）



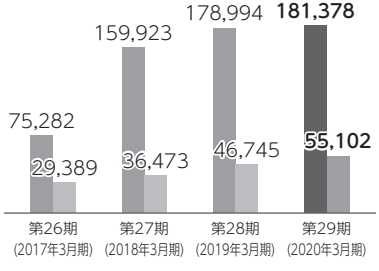

**経常利益** （単位：百万円）



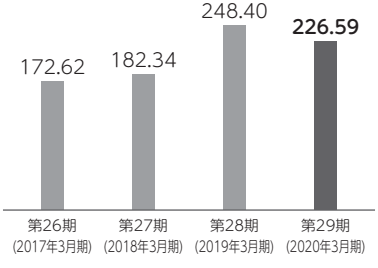

**親会社株主に帰属する当期純利益**（単位：百万円）



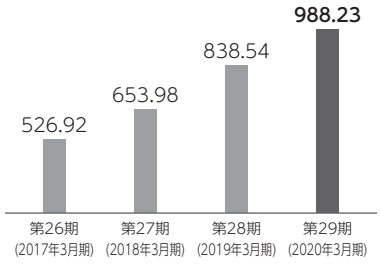

**総資産/純資産** （単位：百万円）




**1株当たり当期純利益** （単位：円）




**1株当たり純資産額** （単位：円）




| 区　　分 | 第26期 (2017年3月期) | 第27期 (2018年3月期) | 第28期 (2019年3月期) | 第29期 (当連結会計年度) (2020年3月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 551,592 | 552,771 | 526,929 | 474,150 |
| 経常利益（百万円） | 14,284 | 15,335 | 20,593 | 19,194 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 9,694 | 10,161 | 13,842 | 12,628 |
| １株当たり当期純利益（円） | 172.62 | 182.34 | 248.40 | 226.59 |
| 総資産（百万円） | 75,282 | 159,923 | 178,994 | 181,378 |
| 純資産（百万円） | 29,389 | 36,473 | 46,745 | 55,102 |
| １株当たり純資産額（円） | 526.92 | 653.98 | 838.54 | 988.23 |
| 自己資本比率（%） | 39.0 | 22.8 | 26.1 | 30.4 |
| 自己資本利益率（%） | 29.7 | 30.9 | 33.3 | 24.8 |

（第26期）モバイル事業は、過度な販売競争の沈静化による販売台数の減少と、移転・大型化等の店舗拡充および販売スタッフの教育・研修を推進する等CS向上に取り組んだ結果、売上高および営業利益は減少いたしました。ソリューション事業は、法人向けモバイルソリューションにおいて端末の大口需要が減少したこと、固定回線系商材において将来的な投資を先行して実施したことにより、売上高および営業利益は減少いたしました。決済サービス事業他は、商品構成の変化により売上高は減少いたしましたが、ギフトカードの販売は好調に推移いたしました。また、海外事業においても堅調に推移いたしました。しかしながら、前期に計上された一過性の収益の影響により営業利益は減少いたしました。この結果、売上高は5,515億92百万円、経常利益は142億84百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は96億94百万円となりました。

（第27期）モバイル事業は、新機種の発売や新たな料金プランと廉価版端末等の提供による販売台数の増加と、光回線サービスやセキュリティ関連コンテンツ、スマートフォン関連商材の提供等、付加価値提案力を高め、収益性向上に取り組んだ結果、売上高および営業利益は増加いたしました。ソリューション事業は、法人向けモバイルソリューションにおいて業務効率化につながるスマートデバイスの導入・活用方法を提案したこと、固定回線系商材において新たなパートナー企業の発掘や既存再卸先の育成等の販売力強化に取り組んだ結果、売上高および営業利益は増加いたしました。決済サービス事業他は、商品構成の変化に加え既存販路の再編により取扱高は減少いたしました。また、海外事業においては底堅く推移いたしました。この結果、売上高は5,527億71百万円、経常利益は153億35百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は101億61百万円となりました。

（第28期）モバイル事業は、販売台数は前期を下回り、売上高は減少いたしました。利益面においては、お客様一人当たりの販売単価の上昇や光回線をはじめとした各種サービスやセキュリティ関連のコンテンツ・アクセサリー等のスマートフォン関連商材の提供を通じて収益性の向上に取り組んだ結果、親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。ソリューション事業は、企業の積極的なICT投資の追い風を受け、業務効率化につながるスマートデバイスの導入・活用方法を積極的に提案したことにより、売上高および親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。決済サービス事業他は、大手販路と新たにギフトカード商材の取引を開始したことにより、取扱高は増加いたしました。また、海外事業においては取扱高が伸長しております。連結子会社である㈱クオカードではデジタル版ＱＵＯカード「ＱＵＯカードＰａｙ」の早期サービス開始により一過性の費用を期末に計上し、営業減益となりました。また、営業外収益にカード退蔵益を計上した影響等により、親会社株主に帰属する当期純利益は増加いたしました。この結果、売上高は5,269億29百万円、経常利益は205億93百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は138億42百万円となりました。

（第29期）1.⑴ ①「事業の経過および成果」に記載のとおりです。

### ⑶ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係 |
|---|---|---|---|
| 住友商事㈱ | 219,613百万円 | 41.89% | 携帯電話等の販売および管理業務等において取引があります。 |

（注）当社の筆頭株主である住友商事㈱は当社に対する議決権の割合が50％以下であるものの、当社取締役会の構成員の過半数が住友商事㈱の出身者で構成されていることから、実質支配力基準により、当社の親会社に該当しております。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ㈱クオカード | 1,810百万円 | 100.00% | カード（プリペイド式等）の発行・精算業務<br>カードおよびカード関連機器の販売ならびに保守業務 |
| 日本ワムネット㈱ | 200百万円 | 97.52% | デジタルコンテンツのネットワーク・マネージメント・サービスプロバイダ、FAXサーバソフトウェアの開発・販売 |

### ⑷ 対処すべき課題

① 全社的な課題と取組み

当社グループを取り巻く環境は、急速に変化しています。スマートフォンの普及とともに場所・時間を問わないコネクティビティーが実現し、コミュニケーション、情報取得、購買などの手段が大きく変わりました。過去の常識を超えたビジネスが続々と誕生する中、主要ＩＴ企業各社の顧客獲得における覇権争いが激化し、業界を超えた連携も始まっています。

我々の主業である日本の携帯電話等端末販売業界では、マーケットが成熟する中、2019年10月の改正電気通信事業法（以下、「改正法」）施行、および新型コロナウイルス感染症の拡大による消費活動の低迷により、携帯電話等端末の販売は減少しております。一方で、2020年３月に各通信事業者が5G商用サービスの提供を開始し、同年４月には、遅れていた楽天モバイル㈱がMNOに本格参入するなど、大きなうねりのさなかにあります。

このような環境下、当社グループは、モバイル事業における業界のリーディングカンパニーとして、パートナー代理店とともに、新たな販売環境に迅速に対応し、この変化を乗り越えていきます。同時に、現在掲げている「ＩＣＴ周辺総合事業会社」への変革を実現すべく、これまで通り様々な施策を講じてまいります。全国にある直営キャリアショップ・営業拠点、多彩なビジネスモデル、広範な取引関係といった、アナログの強みを最大限活かしつつ、5G時代を見据えて次世代サービスにも取り組み、当社グループ内でのソフトウエア開発やネットワークの構築など、デジタル強化を進めてまいります。同時にグループ内事業間での連携を図りながら、総合力を発揮してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、引き続き政府の方針に則り、お客様、従業員および関係者の皆さまの安全確保を最優先に、事態の収束に寄与すべく、努力を続けてまいります。

② 各事業の課題と取組み

モバイル事業においては、前述した通り、改正法の施行、新型コロナウイルス感染症の影響等による消費活動の低迷はあるものの、一方で5G商用サービスの開始、楽天モバイル㈱のMNOサービスの提供により、事業環境に大きな変化が起こっております。

当社グループにおきましては、直営キャリアショップを、「携帯電話等端末販売の場」から「サービス価値提案の場」とし、機能を一層高めるための店舗力強化に努めます。具体的には、丁寧でよりわかりやすい接客を効率的に行い、スマホ教室を充実させるとともに、お客様のご要望に応じたサービスを提供できる店舗運営に取り組みます。また、販売スタッフの教育制度など人財投資も行ってまいります。さらに、セキュリティ関連のコンテンツやアクセサリー等の提供も引き続き行います。2018年よりサービス提供を開始した当社初の自社コンテンツ「みんなの暮らしラボ」等、独自の取り組みも推進してまいります。

ソリューション事業においては、業務効率化のためのビジネスツールとしてスマートデバイスを導入する企業数が引き続き増加しています。働き方改革の追い風もあり、スマートデバイスとその関連サービスを導入するケースは一層増加することが予想されます。一方、スマートデバイスにおける情報セキュリティへの脅威は深刻化しつつあり、導入企業においては万全のセキュリティ対策が求められております。

これらの状況に対応し、当社では、子会社・グループ各社・出資先を含むパートナー企業と連携し、LCM（Life Cycle Management）事業のさらなる強化に取り組み、最適なスマートデバイスの提供を核に、総合的な提案力を強めてまいります。具体例として、IoTを活用したソリューションを提供するベンチャー企業への資本業務提携を通じ、業務の効率化を経営課題として抱える業界・企業に対する営業を強化してまいります。また、エッジコンピューティング関連企業への資本業務提携、子会社化等により、新たな事業領域への拡大とWi-Fiソリューションの強化にも努めます。セキュリティ対策については引き続き企業が安全に安心して

スマートデバイスを利用できる環境の構築を進めます。

ソリューション事業のうち、ネットワーク（固定回線）事業においては、引き続き独自ブランド「ＴＧ光」を軸としたストック収益の拡大に努め、ソリューションサービスと光回線サービスを組み合わせた総合的な提案力を発揮してまいります。また、営業支援システムの導入・活用によるパートナー企業の生産性の向上にも引き続き注力してまいります。

決済サービス事業他においては、既存のギフトカード市場は引き続き堅調に推移すると予測されます。また、スマートフォンを利用した決済サービスが多く開始され、キャッシュレス決済市場は今後拡大していくことが見込まれます。

当社グループでは、引き続きコンビニエンスストア向けのPIN、およびギフトカード販売において、発行額の増加に努めてまいります。さらに、新たに保有したデジタルコード配信サーバによりコンビニエンスストア以外の法人向けデジタルコード販売へと事業の拡大を目指します。

また、連結子会社である㈱クオカードでは、依然として人気の高い既存の「QUOカード」の発行額の増加に引き続き努めます。同時に、デジタル版QUOカードである「QUOカードPay」の認知度を高めるべく販売促進に取り組み、伸長するデジタルギフトマーケットにおいても、既存の「QUOカード」に匹敵する地位を確保し、新たな収益基盤とするべく投資を加速してまいります。

海外での決済サービス事業においては、シンガポール、タイ、マレーシアに加え、ベトナムへの進出も引き続き準備中です。

新しい事業分野への取り組みとしては、2018年より子会社を通じて再生可能エネルギー電力事業を開始しました。全国のキャリアショップを中心に、店舗・建物の屋根に太陽光発電システムを設置しております。また、2019年に子ども向けICT教育事業を開始し、未就学児を対象としたICT教室の運営・講師派遣を通じ、子ども達がICTで学ぶ・作る・伝える場所と機会の提供に取り組んでおります。このような新しい事業を通じ、社会課題の解決と収益基盤の拡大の両立に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

③　ダイバーシティ

当社グループの持続的成長と新たな価値創出のためには、ダイバーシティの尊重が必要不可欠であることから、ダイバーシティ経営に積極的に取り組んでおります。ダイバーシティ＆インクルージョン推進チームを中心に、販売スタッフの約６割を占める女性社員の活躍や障がい者の採用・定着支援、育児ならびに不妊治療・介護と仕事の両立支援等を推進しております。このような取り組みの結果、当社が目標とする女性管理職比率10%を維持し、「女性活躍推進法」の基準を満たす優良企業として、「えるぼし」の最高位を取得しております。また、障がい者雇用比率についても、設立以来常に法定基準を上回る水準で推移しており、2020年３月末には2.6%（法定雇用率2.2%）となりました。今後も、年齢・性別・国籍・障がいの有無・

性的指向や性自認・働き方等の違いに捉われず、多様な背景や価値観を持つ「人財」を尊重することで、全社的なパフォーマンス最大化を図ってまいります。

④　優先して対処すべき課題

上記対処すべき課題を踏まえ、当社グループは「５Gへの対応」を優先して対処すべき課題と捉えております。後述するように新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、これから訪れる５Gの時代、当社グループは、全社の力を結集し、あらゆるビジネスチャンスを見い出し、ビジネスを完遂するとともに、業界の先端を切り開くべく、さらに邁進してまいります。

具体的な取り組み例として、５Gを活用したコンテンツの目玉となる可能性が見込まれる、eスポーツ事業への参入が挙げられます。当社の強みである「全国に展開する販売拠点」、「端末販売のノウハウ」、「決済サービス事業におけるギフトカード・デジタルコードの販売」を掛け合わせることで、将来の事業拡大を目指し、日々取り組んでおります。

また、5Gを中心として各分野で進むデジタル化の波を捉え、上述したビジネスの拡大と多様化を実現するためには専門性・優位性等を有する人財を確保および育成することが重要かつ喫緊の課題と認識しており、全社を挙げて取り組んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による消費活動低迷の影響により、携帯電話等販売台数の減少は予想されるものの、その一方で、各企業におけるテレワークの拡大を中心とした働き方改革の更なる推進により、スマートデバイスの導入やWi-Fi環境の整備等、事業機会の拡大が見込まれます。当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、政府方針に則った適切な対応を継続していくとともに、各企業に対するテレワーク導入のサポートに積極的に取り組んでまいります。

これらに加え、当社グループは、平素より法令および社内規程の遵守、倫理維持といったコンプライアンスを業務遂行上最重要事項の一つと位置付けています。引き続き、コンプライアンスに関するオンライン研修の充実や社内SNSの活用等を通じて啓発活動を行い、リスクの早期発見と対応に取り組んでまいります。

⑸　**主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

| 事業区分 | 事業内容 |
|---|---|
| モバイル事業 | コンシューマ向け携帯電話等の通信サービスの契約取次、携帯電話等の端末および関連商材の販売等 |
| ソリューション事業 | 法人顧客向け携帯電話およびソリューションサービス等の契約取次・販売、ネットワークマネジメントサービス事業等、固定回線サービスの契約取次・提供等 |
| 決済サービス事業他 | PIN販売システムを利用した電子マネーの流通事業、ギフトカード販売事業、プリペイドカード事業、海外事業等 |

⑹ **主要な営業所**（2020年３月31日現在）

① 当社

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 東京都渋谷区恵比寿四丁目１番18号 |
| 西日本支社 | 大阪府大阪市北区堂島一丁目６番20号 |
| 東海支社 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号 |
| 九州支社 | 福岡県福岡市博多区祇園町７番20号 |
| 北海道支店 | 北海道札幌市中央区大通西八丁目２番地 |
| 東北支店 | 宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番１号 |
| 新潟支店 | 新潟県新潟市中央区上所一丁目１番24号 |
| 長野支店 | 長野県長野市栗田991番地１ |
| 北陸支店 | 石川県金沢市広岡三丁目１番１号 |
| 中国支店 | 広島県広島市中区中町８番12号 |
| 四国支店 | 香川県高松市番町一丁目１番５号 |

② 子会社

| | |
|---|---|
| ㈱クオカード | 本社　東京都中央区日本橋本町二丁目４番１号 |
| 日本ワムネット㈱ | 本社　東京都中央区新川一丁目５番17号 |

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 4,708名 | 824名増 |

（注）１．使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者の年間平均人員1,586名(前連結会計年度比849名減)は含んでおりません。
２．使用人数が前連結会計年度末と比べて824名増加しましたのは、主として当社の臨時雇用者を正社員登用したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 4,512名 | 787名増 | 36.1歳 | 8.8年 |

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者の年間平均人員1,529名(前事業年度比859名減)は含んでおりません。

2．使用人数が前事業年度末と比べて787名増加しましたのは、主として当社の臨時雇用者を正社員登用したことによるものであります。

### ⑻ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

### ⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

## 2 会社の現況

(1) **株式の状況**（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　400,000,000株
② 発行済株式の総数　56,074,000株
③ 株主数　10,152名
④ 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 住友商事㈱ | 23,345,400株 | 41.89% |
| ㈱光通信 | 10,918,800株 | 19.59% |
| ㈱ブロードピーク | 2,560,800株 | 4.59% |
| 日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口） | 1,768,800株 | 3.17% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口） | 1,201,700株 | 2.16% |
| ティーガイア従業員持株会 | 776,200株 | 1.39% |
| GOVERNMENT OF NORWAY | 615,065株 | 1.10% |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 | 571,903株 | 1.03% |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 565,516株 | 1.01% |
| STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 | 551,900株 | 0.99% |

（注）持株比率は、自己株式341,827株を控除して計算し、小数点第３位以下を四捨五入しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項
当社は、会社法第178条の規定に基づき、2019年4月25日付取締役会決議により自己株式23,000,000株を2019年5月24日付で消却いたしました。

### ⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 金治 伸隆 | 執行役員社長 |
| 取締役 | 多田 総一郎 | 副社長執行役員 CFO 主計・財務・精算、ＩＴ、リスク管理、物流担当 |
| 取締役 | 近田 剛 | 副社長執行役員（㈱クオカード代表取締役社長） |
| 取締役 | 宮下 真弘 | 住友商事㈱スマートプラットフォーム事業本部長 |
| 取締役 | 川瀬 浩一 | 住友商事㈱スマートサービス事業部長 |
| 取締役 | 浅羽 登志也 | ガイアラボ(同)代表社員 |
| 取締役 | 出口 恭子 | 医療法人社団色空会副院長<br>日本スキー場開発㈱社外取締役 |
| 取締役 | 鎌田 淳一 | |
| 常勤監査役 | 奥谷 直也 | |
| 常勤監査役 | 橋本 良 | |
| 監査役 | 蒲 俊郎 | 城山タワー法律事務所代表弁護士<br>ガンホー・オンライン・エンターテイメント㈱社外監査役<br>桐蔭法科大学院法科大学院長<br>㈱ピアラ社外監査役<br>㈱ケイブ社外取締役（監査等委員） |
| 監査役 | 北川 哲雄 | 公認会計士<br>大王製紙㈱社外取締役 |

（注）1．取締役浅羽登志也氏は、2019年11月23日付で(一社)日本品質管理学会代表理事副会長を退任いたしました。
2．監査役蒲俊郎氏は、2019年８月27日付で㈱ケイブ社外監査役を退任し、同日付で同社社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。
3．監査役北川哲雄氏は、2019年６月27日付で大王製紙㈱社外取締役に就任いたしました。
4．取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏および取締役鎌田淳一氏の３氏は、社外取締役であります。
5．監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の２氏は、社外監査役であります。
6．常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役橋本良氏および監査役北川哲雄氏の３氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役奥谷直也氏は、中小企業診断士の資格を有しております。
・常勤監査役橋本良氏は、長年にわたり親会社である住友商事㈱において経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・監査役北川哲雄氏は、公認会計士の資格を有しております。
7．当社は、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏、取締役鎌田淳一氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8．各社外取締役および各社外監査役の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
9．当社と取締役宮下真弘氏、取締役川瀬浩一氏、取締役浅羽登志也氏、取締役出口恭子氏および取締役鎌田淳一氏の５氏ならびに常勤監査役奥谷直也氏、常勤監査役橋本良氏、監査役蒲俊郎氏および監査役北川哲雄氏の４氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する金額としております。

② 取締役および監査役の報酬等

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 7名<br>(3) | 135百万円<br>(24) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 4<br>(2) | 54<br>(12) |
| 合　　計 | 11 | 189 |

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2019年６月19日開催の第28回定時株主総会において年額２億7,000万円以内（うち、社外取締役分3,000万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、これとは別枠で、2019年６月19日開催の第28回定時株主総会において、取締役（社外取締役および親会社からの派遣取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬限度額を年額3,000万円以内（使用人分給与は含まない。）とすることを決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2008年６月26日開催の第17回定時株主総会において年額7,000万円以内と決議いただいております。

4．取締役の支給人員には、2019年６月19日開催の第28回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含み、無報酬の取締役２名を除いております。
5．取締役の支給額には、譲渡制限付株式付与に伴う報酬額が含まれております。

③　社外役員の当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会および監査役会への出席状況

| | 取締役会 | | 監査役会 | |
|---|---|---|---|---|
| | 出席回数/開催回数 | 出席率(%) | 出席回数/開催回数 | 出席率(%) |
| 取締役　浅羽　登志也 | 14/14 | 100.0 | － | － |
| 取締役　出口　恭子 | 14/14 | 100.0 | － | － |
| 取締役　鎌田　淳一 | 14/14 | 100.0 | － | － |
| 監査役　蒲　俊郎 | 14/14 | 100.0 | 13/13 | 100.0 |
| 監査役　北川　哲雄 | 14/14 | 100.0 | 13/13 | 100.0 |

（注）各社外取締役および各社外監査役の出席回数および出席率は、それぞれの在任期間中に開催された取締役会または監査役会に対する出席回数および出席率を表示しております。

ロ．発言状況

・取締役浅羽登志也氏は、情報通信産業についての見識に基づき、独立した客観的な立場から、発言を行っております。
・取締役出口恭子氏は、長年の多様な企業経営で培った経験と見識に基づき、独立した客観的な立場から、発言を行っております。
・取締役鎌田淳一氏は、日立金属㈱において取締役等として培った経験と見識に基づき、独立した客観的な立場から、発言を行っております。
・監査役蒲俊郎氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
　また、監査役会では、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
・監査役北川哲雄氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。
　また、監査役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

### ⑶ 会計監査人の状況

① 名　称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 58百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 78百万円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等の額については、親会社の連結パッケージ等に基づく監査報酬が含まれております。

3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

4．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に収益認識基準に係るアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合に解任いたします。

## 3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを企業活動を律する枠組みとして捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の向上」の両面から、制度的枠組みを整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

また、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を構築し、運用状況の確認をしております。

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する体制

イ．法令遵守および倫理維持（「コンプライアンス」）を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、全ての役職員に遵守を求める。

ロ．チーフコンプライアンスオフィサー（委員長）を設置し、社長および役付執行役員等を構成メンバーとするコンプライアンス委員会を「コンプライアンス委員会規程」に基づき随時開催するとともに、その下部実行組織としてコンプライアンス推進部を設置し、コンプライアンス体制の整備と有効性の維持・向上を図る。

ハ．コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、役職員を対象とするコンプライアンス研修を整備・充実する。

ニ．コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士および第三者機関へのものも含め社内外に複数設置する。

ホ．コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

ヘ．法令・社内規程・規則等の遵守状況について日常的に相互監視を行うとともに、定期的に監査を行い会社経営に対する影響の評価分析を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報（電磁的記録含む）を「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等の社内規程に従って適切に保存および管理し、必要に応じて保存および管理状況の検証、規程等の見直しを行う。

ロ．取締役および監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループの事業活動に係る様々な損失の危険（「リスク」）の管理とそれらリスクの顕在化を未然に防止する目的で、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、リスク発生時には迅速かつ的確な施策が実施できるように、「リスク管理規程」等を制定し、リスクの種類に応じ所管責任部署を定めている。また、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスク管理体制の構築、維持、向上を図る。

ロ．当社グループの各組織の長は、「職務権限規程」等に基づき付与された権限の範囲内で事業を履行し、事業の履行に伴うリスクを管理する。
付与された権限を越える事業を行う場合は「職務権限規程」等に定める稟議申請・報告手続きを行い、許可された当該事業の履行に係るリスクを管理する。

ハ．内部監査部は、「内部監査規程」に従い、当社の本部・支社および部・支店ならびに当社子会社において、法令・定款・諸規程に従って適法かつ適正に業務が行われているかどうかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督する。また、取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲内とする。

ロ．経営会議を設置し、会社経営全般に関する重要な方針や取締役会付議・報告事項等、経営に関わる重要事項について協議を行う。また、経営会議メンバー相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図る。

ハ．執行役員制度：経営における「意思決定ならびに業務執行監督」機能と、「業務執行」機能とを分離することにより、取締役会の機能を強化するとともに業務執行の迅速化を図る。執行役員は取締役会により選任され、取締役会が定める責務を遂行する。

二. 本部・支社および部・支店を業務執行単位とし、本部長・支社長および部長・支店長に対して「職務権限規程」に基づく一定の権限を付与することで、現場に密着したスピード感のある経営を実践させる。また、本部・支社および部・支店を採算単位とすることで、本部・支社における経営状況の透明性を確保する。

ホ. 稟議申請・報告制度：職務執行については、職務権限および業務分掌等の規程に基づき、権限と責任を明確にした権限の委譲を行い、迅速な職務の執行を確保する。権限を越える事項の実施については、管理部門等の専門分野の見地から審議の上、規程に定められた決裁を受ける。必要に応じて規程および稟議申請・報告手続き等の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図る。

⑤ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業と最も関係が深い事業を担当する本部・支社および部・支店等が所轄責任部署となり、子会社の営業成績・財務情報その他の重要な情報について定期的に報告を求め、子会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するとともに、「関係会社管理規程」に基づく事項および「内部監査規程」に基づく監査の結果について報告を求める。また、出資者として適切な意思表示を子会社の経営者に対して行う。

ロ. グループ企業全体としてのコンプライアンス体制構築と運用を行い、必要に応じて外部の法律事務所にアドバイスを受ける体制を整備する。また当社グループの役職員に対し、年一回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

ハ. 「関係会社管理規程」において子会社における職務権限、指揮命令系統を定めて、これに準拠した体制を構築させる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査役の職務を補助する職員を必要とする場合、代表取締役に対して監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した職員を配置することを要請できるものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項

前号により配置される職員に対する指揮命令権は監査役にあり、取締役からの指揮命令は受けないものとする。また、前号により配置される職員の独立性・実効性を確保するため、当該職員の人事評価や人事異動、懲戒等に関しては、代表取締役が常勤監査役の同意を得た上で決定する。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会、経営会議、執行役員会、およびその他の重要な会議に出席することができる。

ロ．監査役は、重要関係書類等の閲覧および当該資料の提出を要求できる。

ハ．監査役は、随時必要に応じ、当社グループの役職員からの報告を受けることができる。

ニ．監査役は、子会社の往査ならびに子会社の監査役との日頃の連携を通して、子会社管理の状況の監査を行う。

ホ．取締役および当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者は、以下の事態については、監査役会または監査役会が指名する監査役（以下、「特定監査役」）に対して、報告を行う。

・会社に著しい損害や重大なコンプライアンス違反が発生した場合および発生のおそれがある場合

・特定監査役が報告を求めた事項、その他監査上必要と判断される事項（例、後発事象）

・「コンプライアンス報告・相談規程」において、当社グループの役職員またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に直接通報をすることができる旨を定めるとともに、当該通報したこと自体による解雇その他の不利益な取扱いの禁止を明記する。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

イ．取締役は、監査役の職責等を明確にした監査役監査基準を熟知し、監査役監査の重要性等を十分認識する。また、監査の環境整備を行う。

ロ．監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査部より内部監査の計画および結果について適時報告を受け、効率的な監査に資する。

ハ．監査役は、会計監査人との定期的会合の開催や期末実地監査への立会い等を通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、監査活動の効率化、質的向上に努める。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務執行に関する事項

取締役会は、独立社外取締役３名を含む取締役８名で構成され、独立社外監査役２名を含む監査役４名も出席しております。取締役会は毎月開催し、活発な意見交換・協議を実施することで、法令および定款等に定められた重要事項および当社の経営方針・戦略等の迅速な意思決定を行っております。

②　監査役の職務執行に関する事項

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、本社各部門、支社・支店および直営キャリアショップへの往査、主要経営幹部に対するヒアリング、国内外の子会社への往査、子会社の代表取締役との意見交換などを行っております。

また、内部監査部門や会計監査人等との情報・意見交換により緊密な連携を保つとともに、代表取締役社長や独立社外取締役との定期的な意見交換会を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図っております。

③　コンプライアンスに関する事項

当社は、当社グループの法令遵守および倫理維持を業務遂行上の最重要事項の一つとして位置づけ、コンプライアンス委員会を２か月ごとに定期的に開催し、コンプライアンスに関わる諸問題を討議し、コンプライアンス遵守の徹底を図っております。同委員会の討議に基づき、啓発活動の一環として、全役職員およびパートナー代理店社員を対象としたeラーニングによる研修、新入社員向けの研修、各拠点の事情に合わせたコンプライアンス専任者による店舗従業員向けの研修等のコンプライアンス研修を実施し、また、定期的に全社にコンプライアンスに関する啓発活動を行っております。

また、当社が設置した複数の報告・相談ルートの積極的運用、全社員を対象とするコンプライアンス意識調査、取引先等を対象とするアンケート等によりコンプライアンスリスクの早期発見と対応に努めております。

④　リスク管理に関する事項

リスクを能動的にコントロールし、企業価値を維持・拡大することを目的に「リスク管理規程」を定めており、リスク管理委員会を原則年２回開催しております。

当社グループは、リスクの把握や予防に努めるとともに、リスクが顕在化した場合には、迅速かつ的確に対応できる体制を構築しております。

⑤　子会社管理に関する事項

子会社の自立経営を原則とした上で、「関係会社管理規程」に基づく重要事項については、出資者として適切な意思表示を行っております。

また、営業成績・財務情報についても、所轄責任部署より定期的に報告を受けております。

## 4 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、現状の株式分布状況に鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の状況に応じて、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しながら、配当性向30％以上を目処として利益還元を実施することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき37.5円にて付議させていただき、年間配当金につきましては、2019年12月の中間配当金１株当たり37.5円をあわせまして、１株当たり75円（前期と同額）となります。

なお、内部留保資金の使途につきましては、既存事業の基盤拡充・強化、人財育成、戦略的投資、新規事業や海外市場への進出等に充当する方針であります。

# 連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **（資産の部）** | |
| **流動資産** | **159,900** |
| 現金及び預金 | 45,025 |
| 受取手形及び売掛金 | 15,655 |
| 商品 | 18,273 |
| 貯蔵品 | 69 |
| 未収入金 | 13,094 |
| 差入保証金 | 65,230 |
| その他 | 2,683 |
| 貸倒引当金 | △131 |
| **固定資産** | **21,478** |
| **有形固定資産** | **3,827** |
| 建物及び構築物 | 1,942 |
| 機械装置及び運搬具 | 671 |
| 器具及び備品 | 758 |
| 土地 | 304 |
| リース資産 | 73 |
| 建設仮勘定 | 77 |
| **無形固定資産** | **3,632** |
| のれん | 1,460 |
| ソフトウエア | 1,472 |
| その他 | 699 |
| **投資その他の資産** | **14,018** |
| 投資有価証券 | 3,462 |
| 繰延税金資産 | 4,897 |
| 敷金 | 4,493 |
| その他 | 1,169 |
| 貸倒引当金 | △4 |
| **資産合計** | **181,378** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **（負債の部）** | |
| **流動負債** | **123,692** |
| 買掛金 | 7,895 |
| 未払金 | 16,800 |
| 未払法人税等 | 2,476 |
| 賞与引当金 | 2,319 |
| カード預り金 | 93,364 |
| その他 | 835 |
| **固定負債** | **2,583** |
| 勤続慰労引当金 | 125 |
| 退職給付に係る負債 | 368 |
| 資産除去債務 | 1,722 |
| その他 | 367 |
| **負債合計** | **126,276** |
| **（純資産の部）** | |
| **株主資本** | **54,893** |
| **資本金** | **3,154** |
| **資本剰余金** | **5,177** |
| **利益剰余金** | **46,876** |
| **自己株式** | **△315** |
| **その他の包括利益累計額** | **182** |
| **その他有価証券評価差額金** | **163** |
| **為替換算調整勘定** | **18** |
| **非支配株主持分** | **26** |
| **純資産合計** | **55,102** |
| **負債純資産合計** | **181,378** |

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **474,150** |
| **売上原価** | | **406,241** |
| **売上総利益** | | **67,908** |
| **販売費及び一般管理費** | | **54,182** |
| **営業利益** | | **13,726** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 2 | |
| 受取配当金 | 8 | |
| 持分法による投資利益 | 41 | |
| カード退蔵益 | 5,368 | |
| その他 | 62 | **5,483** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 3 | |
| 店舗等解約違約金 | 5 | |
| その他 | 6 | **15** |
| **経常利益** | | **19,194** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 9 | |
| 関係会社株式売却益 | 29 | **39** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 1 | |
| 固定資産除却損 | 126 | |
| 減損損失 | 35 | |
| 投資有価証券評価損 | 203 | **367** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **18,866** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,996 | |
| 法人税等調整額 | 259 | 6,256 |
| **当期純利益** | | **12,610** |
| 非支配株主に帰属する当期純損失（△） | | △17 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **12,628** |

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高 | 3,154 | 5,177 | 59,688 | △21,526 | 46,493 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △4,235 | | △4,235 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 12,628 | | 12,628 |
| 自己株式の消却 | | △21,208 | | 21,208 | － |
| 自己株式の処分 | | 3 | | 3 | 7 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 21,204 | △21,204 | | － |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | | | | | |
| 当連結会計年度変動額合計 | － | － | △12,811 | 21,211 | 8,400 |
| 当連結会計年度末残高 | 3,154 | 5,177 | 46,876 | △315 | 54,893 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当連結会計年度期首残高 | 230 | 6 | 237 | 14 | 46,745 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △4,235 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 12,628 |
| 自己株式の消却 | | | | | － |
| 自己株式の処分 | | | | | 7 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | － |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | △66 | 12 | △54 | 11 | △42 |
| 当連結会計年度変動額合計 | △66 | 12 | △54 | 11 | 8,357 |
| 当連結会計年度末残高 | 163 | 18 | 182 | 26 | 55,102 |

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **（資産の部）** | |
| **流動資産** | **83,959** |
| 現金及び預金 | 40,408 |
| 売掛金 | 15,244 |
| 商品 | 17,469 |
| 貯蔵品 | 64 |
| 前払費用 | 648 |
| 未収入金 | 8,778 |
| その他 | 1,475 |
| 貸倒引当金 | △131 |
| **固定資産** | **41,519** |
| **有形固定資産** | **2,912** |
| 建物 | 1,765 |
| 構築物 | 129 |
| 機械装置及び運搬具 | 76 |
| 器具及び備品 | 633 |
| 土地 | 304 |
| 建設仮勘定 | 1 |
| **無形固定資産** | **2,141** |
| のれん | 536 |
| ソフトウエア | 1,000 |
| その他 | 604 |
| **投資その他の資産** | **36,466** |
| 投資有価証券 | 1,540 |
| 関係会社株式 | 26,540 |
| 繰延税金資産 | 2,892 |
| 敷金 | 4,370 |
| その他 | 1,127 |
| 貸倒引当金 | △4 |
| **資産合計** | **125,478** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| **（負債の部）** | |
| **流動負債** | **71,187** |
| 買掛金 | 7,766 |
| 未払金 | 10,697 |
| 未払法人税等 | 2,413 |
| 預り金 | 47,720 |
| 賞与引当金 | 2,187 |
| その他 | 402 |
| **固定負債** | **2,392** |
| 勤続慰労引当金 | 125 |
| 退職給付引当金 | 326 |
| 資産除去債務 | 1,590 |
| その他 | 350 |
| **負債合計** | **73,580** |
| **（純資産の部）** | |
| **株主資本** | **51,734** |
| **資本金** | **3,154** |
| **資本剰余金** | **5,640** |
| 資本準備金 | 5,640 |
| **利益剰余金** | **43,254** |
| 利益準備金 | 17 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 43,237 |
| **自己株式** | **△315** |
| **評価・換算差額等** | **163** |
| **その他有価証券評価差額金** | **163** |
| **純資産合計** | **51,898** |
| **負債純資産合計** | **125,478** |

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | |
| 商品売上高 | 298,590 | |
| 受取手数料 | 170,990 | **469,580** |
| **売上原価** | | |
| 商品売上原価 | 300,981 | |
| 支払手数料 | 103,659 | **404,640** |
| **売上総利益** | | **64,939** |
| **販売費及び一般管理費** | | **49,139** |
| **営業利益** | | **15,799** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 5 | |
| 受取配当金 | 1,203 | |
| 受取保険料 | 18 | |
| その他 | 36 | **1,263** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 65 | |
| 店舗等解約違約金 | 5 | |
| その他 | 5 | **75** |
| **経常利益** | | **16,986** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 9 | |
| 関係会社株式売却益 | 72 | **82** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 0 | |
| 固定資産除却損 | 84 | |
| 減損損失 | 35 | |
| 投資有価証券評価損 | 203 | **324** |
| **税引前当期純利益** | | **16,745** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,115 | |
| 法人税等調整額 | △31 | 5,084 |
| **当期純利益** | | **11,660** |

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 3,154 | 5,640 | － | 5,640 | 17 | 57,016 | 57,033 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △4,235 | △4,235 |
| 当期純利益 | | | | | | 11,660 | 11,660 |
| 自己株式の消却 | | | △21,208 | △21,208 | | | |
| 自己株式の処分 | | | 3 | 3 | | | |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 21,204 | 21,204 | | △21,204 | △21,204 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | △13,779 | △13,779 |
| 当期末残高 | 3,154 | 5,640 | － | 5,640 | 17 | 43,237 | 43,254 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △21,526 | 44,301 | 230 | 230 | 44,532 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △4,235 | | | △4,235 |
| 当期純利益 | | 11,660 | | | 11,660 |
| 自己株式の消却 | 21,208 | － | | | － |
| 自己株式の処分 | 3 | 7 | | | 7 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | － | | | － |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △66 | △66 | △66 |
| 当期変動額合計 | 21,211 | 7,432 | △66 | △66 | 7,366 |
| 当期末残高 | △315 | 51,734 | 163 | 163 | 51,898 |

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

株式会社ティーガイア
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森　谷　和　正　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　士　直　和　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ティーガイアの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーガイア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

株式会社ティーガイア
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森　谷　和　正　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　士　直　和　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ティーガイアの2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株式会社ティーガイア　監査役会

常勤監査役 橋本　良 ㊞

常勤監査役 奥谷　直也 ㊞

社外監査役 蒲　俊郎 ㊞

社外監査役 北川　哲雄 ㊞

以　上

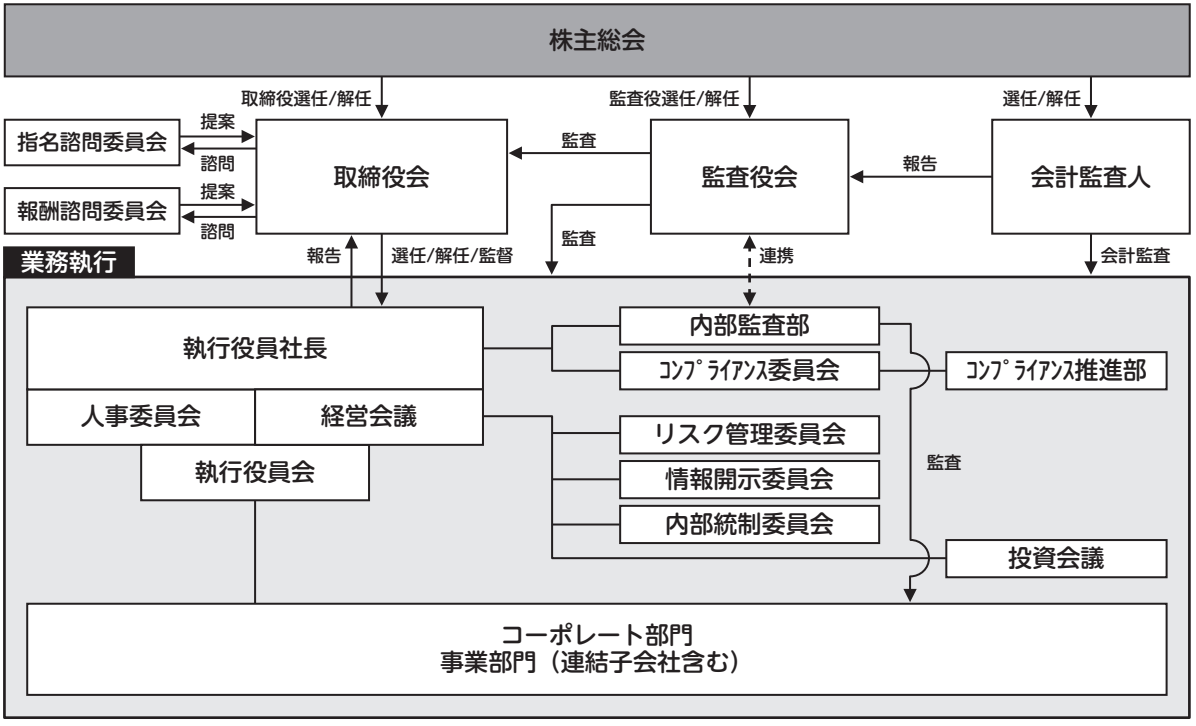
## （ご参考）コーポレートガバナンスに関する取組の概要（2020年３月31日現在）

**【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】**

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業活動を律する枠組みとして捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えており、これらのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレート・ガバナンス基本方針」として定め、当社ウェブサイトで開示しております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の向上」の両面から、制度的枠組みを整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

**【コーポレート・ガバナンス体制】**

**【模式図】**



**【取締役会】**

取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督しております。取締役会は、社外取締役３名を含む全取締役８名（内、独立役員３名）で構成され、全監査役４名（内、独立役員２名）も出席し、毎月１回定時取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営を実現しております。

**【監査役会】**

当社の監査役４名のうち、社外監査役は２名（内、独立役員２名）であり、職歴や経験、専門的な知識等を生かして適法性の監査に留まらず、公正・中立な立場から経営全般に関する助言を行っております。

監査役会は、原則として月１回開催され、監査役４名が協議・報告等を行っております。また、常勤監査役２名が、取締役会や経営会議を始めとする社内の重要会議に出席し、経営方針の決定状況および取締役の職務執行状況を監視する体制となっております。さらに監査役は内部監査部および会計監査人との連携を適宜図り、意見交換および情報交換を通じて内部統制体制の強化に努めております。

**【指名諮問委員会／報酬諮問委員会】**

当社は、経営の透明性を高めるべく、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、社外取締役、代表取締役および代表取締役社長が指名する取締役から構成され、委員は取締役会にて決定しております。なお、各委員会を構成する委員は、社外取締役が過半数を超えております。指名諮問委員会は、取締役および上席執行役員以上の執行役員の選任・解任案を、報酬諮問委員会は取締役および執行役員の報酬案等を取締役会に対し提案することを目的としております。

指名諮問委員会は、取締役または上席執行役員以上の執行役員の選任・解任を決議する取締役会の招集前に開催しております。但し、委員によって課題が提起された場合には、必要に応じて都度開催しております。報酬諮問委員会は、取締役または執行役員の報酬額等を決議する取締役会の招集前に開催しております。但し、委員によって課題が提起された場合には、必要に応じて都度開催しております。

委員の構成（※は委員長）（2020年３月31日現在）

全委員５名

| | | | |
|---|---|---|---|
| 社内取締役２名 | 金治　伸隆（※） | 宮下　真弘 | |
| 社外取締役３名 | 浅羽　登志也 | 出口　恭子 | 鎌田　淳一 |

**【取締役会の実効性評価】**

当社は、取締役会全体の実効性について、取締役および監査役に対するアンケートを実施し、第三者機関によって客観的な分析を行っております。また、その結果を踏まえ、取締役会メンバーにてディスカッションを行うことで、取締役会全体の自己評価を実施し、機能向上を図っております。なお、2018年度においては、取締役会の自己評価を実施した結果、当社の取締役会は適切に機能し、実効性を有していると判断しております。2019年度の結果については、本総会後に当社ウェブサイト（https://www.t-gaia.co.jp/）に掲載予定です。

メ　モ

メ　モ

# 株主優待のご案内

当社は、株主の皆様からの日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式に対する中長期的な投資魅力を高めることを目的として、株主優待制度を実施しております。

当社株式をより多くの株主の皆様に継続的に保有していただくため、9月末および3月末時点で100株（1単元）以上を保有されている株主様を対象に、下記の通り年2回QUOカードを贈呈いたします。







| 保有期間 / 保有株式数 | 9月末日基準日 | | 3月末日基準日 | | （参考）年間総額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1年未満 | 1年以上 | 1年未満 | 1年以上 | 1年未満 | 1年以上 |
| 100株以上 300株未満 | 1,000円分 | 2,000円分 | 1,000円分 | 1,000円分 | 2,000円分 | 3,000円分 |
| 300株以上 | 2,000円分 | 3,000円分 | 1,000円分 | 2,000円分 | 3,000円分 | 5,000円分 |

※1 保有期間1年以上の株主様とは、毎年9月末日および3月末日を基準日として、最新基準日を起点に当該基準日を含む直近3回の基準日における株主名簿に、同一株主番号で3回連続して100株（1単元）以上の保有を記載または記録されている株主様といたします。
直近3回の基準日における保有株式数が1回でも100株（1単元）未満となった場合は保有期間1年以上の株主様には該当いたしません。
基準日における保有株式数が100株未満（1単元未満）となる場合は、その時点で保有期間がリセットされ、その次に100株（1単元）以上の保有が確認された時点を、新たに1回目としてカウントいたします。
また、相続や株主名簿からの除籍等により株主番号が変更になった場合、過去の保有期間の合算は行いません。

※2 保有株式数は、最新基準日現在の保有株式数にて判定します。
同一株主様で株主番号が複数ある場合、株主番号ごとに対象となる株主様を判定し、保有株式数の合算は行いません。

## TOPICS

### ●「健康経営優良法人2020（ホワイト500）」に2年連続で認定

当社は、経済産業省、日本健康会議が顕彰する「健康経営優良法人認定制度」※において「健康経営優良法人2020（ホワイト500）」に2年連続で認定されました。健康経営優良法人（大規模法人部門）に認定された法人1481社（2020年3月2日時点）の中で、健康経営調査結果の上位500社のみを「ホワイト500」としており、当社は上位500社に選ばれました。

当社では、人事・総務部内に健康管理チームを設置して、社員の健康を総括的にサポートしています。さらに、企業理念に掲げる「社員とその家族を大切にし、働く喜びを実感できる企業であり続ける」ためには、社員の健康維持・増進を積極的に支援していくことが重要と考え、2018年10月に「ティーガイア 健康宣言」を策定し、健康経営の推進に積極的に取り組んでいます。
「ワークライフバランスの推進」や「メンタルヘルス教育」、「従業員の『こころ』と『からだ』の健康維持・増進策」等、当社の様々な取り組みが評価され、本認定にいたりました。

※「健康経営優良法人認定制度」とは
地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。
詳細は、以下URLをご参照ください。
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

2020
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

**【ティーガイア　健康宣言】**

全文は当社CSRサイトをご参照ください。

https://www.t-gaia.co.jp/company/csr/staff.html#section2

QRコード

# 株主総会会場ご案内図

**会　場**

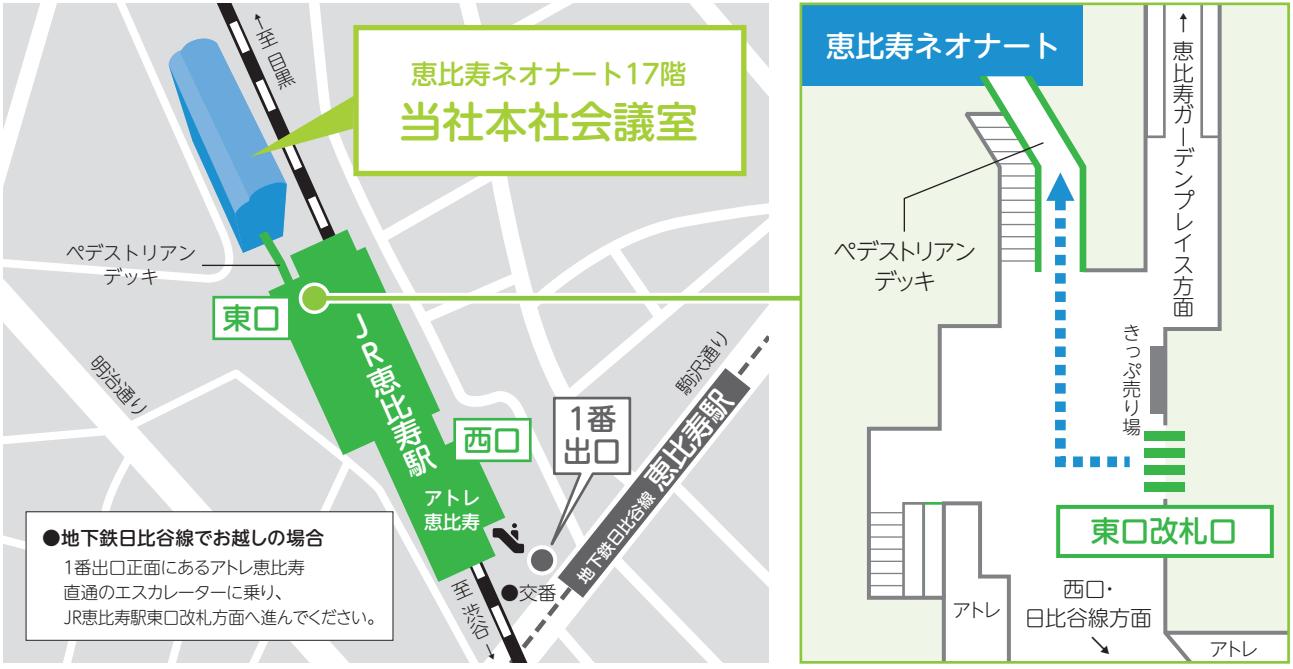
東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

## 恵比寿ネオナート17階 当社本社会議室

電話番号（03）6409-1111

**◎開催場所が例年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。**

**交　通**　JR・地下鉄**「恵比寿」**駅から**ペデストリアンデッキにて直結**




**ご来場自粛のお願い**

**◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議決権は郵送またはインターネット等により事前に行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申しあげます。**

**◎議決権を事前行使のうえ、ご来場自粛にご協力いただけた株主様にはQUOカード500円分を贈呈いたします。**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会終了後の**株主懇談会は行いません。**何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。

UD FONT
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK